

第22期第2回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年5月17日（月）
14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- (1) アゲマキの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P1～2
- (2) ウミタケの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P3～5
- (3) クラゲの採捕に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P6～11
- (4) 委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 佐賀市環境政策課・・・P12～17
 - 2 佐賀市上下水道局・・・P18～24
 - 3 佐賀自然史研究会・・・P25～29
- (5) 令和3年度機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業の許可方針（案）について（諮問）・・・P30～34
- (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選任について（協議）・・・P35～39
- (7) その他

3 閉 会

佐有漁協指第62号
令和3年5月14日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏



アゲマキの採捕禁止について（要望）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、県におけるアゲマキ復活に向けた取組が続けられております。

このため、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、委員会指示にてアゲマキの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きアゲマキの採捕を禁止し、アゲマキ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、アゲマキ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 操業禁止期間 令和3年6月1日から令和4年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区
3. 採捕禁止対象 全てのアゲマキ

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏



ウミタケ採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、有明海のウミタケ資源は激減していることから、県において資源回復に向けた取り組みが続けられております。

このため、令和2年5月1日から令和3年5月30日までの間、委員会指示にてウミタケの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きウミタケの採捕を禁止し、ウミタケ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、ウミタケ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止期間 令和3年6月1日から令和4年5月30日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区全域
3. 採捕禁止対象 全てのウミタケ

佐有漁協指第64号
令和3年5月14日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏



操業の判断等の基準作成の為の調査操業の実施予定について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ウミタケ資源につきましては、ご承知の通り委員会指示にて資源量の回復を図っておりますが、昨年12月の漁業法の改正に伴い、漁場及び資源の適切かつ有効な利用が求められております。

この事から、今後ウミタケ資源が回復した場合には適切かつ有効に利用すべく、今後の操業判断の際に必要な基準を作成する為、調査操業の実施を計画しております。

つきましては、ウミタケ資源が少ない中ではありますが、今後調査操業を行う事についてご理解、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第53号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和3年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



クラゲ資源の保護について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして令和3年3月5日に開催した運営委員長・支所長会議にて協議致しました。その結果、下記の内容を取り入れた委員会指示となるよう要望することで決定しましたので、貴委員会にてご協議頂きたく要望致します。

記

1、期限1年の委員会指示による規制

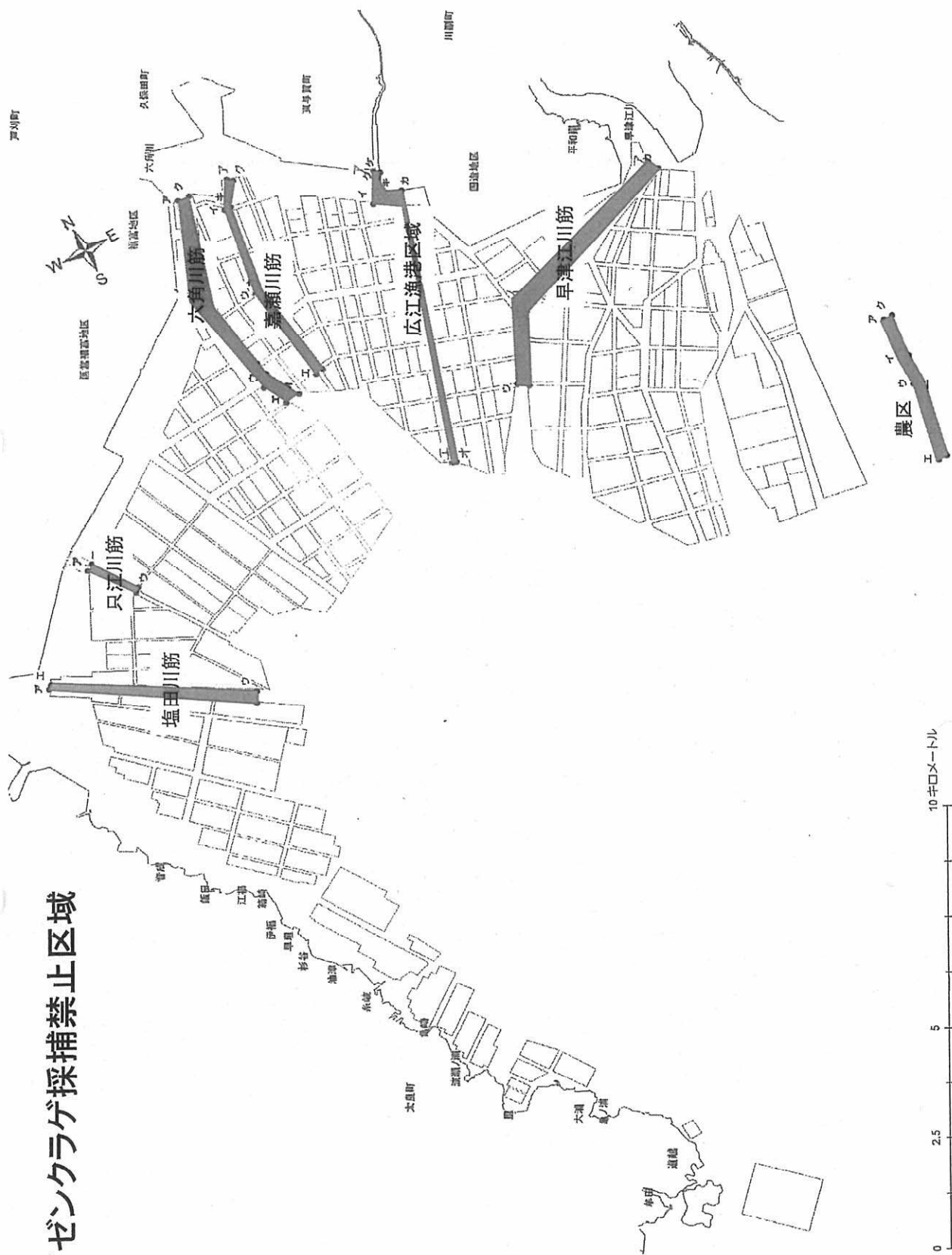
- (1) 採捕サイズ 傘幅40センチメートル以上
- (2) 採捕期間 7月4日から10月31日まで
- (3) 採捕禁止区域 航路区域（別添のとおり）
- (4) 固定式刺網漁業でビゼンクラゲを採捕する場合の漁具の規模等
 - ア 1隻が使用する網漁具の総延長は250m以下
 - イ 網丈は9m以下
 - ウ 網の目合は20センチメートル以上
 - エ 使用する漁具は1統

2、固定式刺網漁業許可方針による規制

- (1) ボンデンに設置する旗の高さ：水面から1m以上
- (2) " 旗 色 :

「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」

ビゼンクラゲ採捕禁止区域



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第54号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から7月3日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

パブリック・コメントの実施結果（案）

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	D	<p>ビゼンクラゲの繁殖保護等のためにと記載されておりますが、ここ数年漁船漁業は、貝類及び全魚種の漁獲が大幅な減少と、燃料の高騰により、低迷し続けて、このままでは廃業に追い込まれる恐れが有ります。一年間で、唯一の収入源が、ビゼンクラゲ採捕です。ビゼンクラゲは、7月中旬に産卵し、12月水温が下がると死滅します。10月、11月と大きくなり、商品価値も良くなります。漁期開始を7月3日への変更は、大歓迎ですが、漁期終了日を10月31日までと期限を切られる事に困惑しています。ビゼンクラゲの漁獲減少や、取引をしている業者の打ち切りで、漁期の期限を決めなくても、漁業者は、他の漁業に移行します。</p> <p>11月以降もビゼンクラゲ採捕を出来るようにお願い致します。</p>	<p>採捕禁止期間は、佐賀県有明海漁業協同組合様から関係する漁業者の総意として提出された要望を基に設定しておりますので、総意形成の過程での議論をお願いします。</p>
2	D	<p>ビゼンクラゲの繁殖保護を目的としていたただくなら、漁期開始日を産卵後の7月中旬以降、又は、固定式刺し網での操業を8月からとし、7月中は、水面に浮上した物だけを採捕し、乱獲防止、商品価格の安定を検討頂けると有難いです。</p>	<p>採捕禁止期間は、佐賀県有明海漁業協同組合様から関係する漁業者の総意として提出された要望を基に設定しておりますので、総意形成の過程での議論をお願いします。</p>
3	E	<p>ビゼンクラゲの生態系の調査や、養殖なども県を上げて、取り組んで頂きますようお願い致します。</p>	<p>いただいたご意見は、県の関係機関にお伝えします。</p>

反映区分

- 「A」計画等と同趣旨のもの
- 「B」計画等の修正を行ったもの
- 「C」計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」計画等の修正が困難なもの
- 「E」計画等に関する感想や質問であるもの

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 様

申請者 住所 佐賀市栄町1番1号
氏名 佐賀市長 秀島 敏行



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号及び第51号の適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号及び第51号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第50号については、令和3年5月31日までの指示期間となっているものの、令和3年5月開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 目的

国際的に重要な湿地として、平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図る。

2 適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号、第51号

3 使用船舶

使用船舶なし

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

底生生物 若干量

5 採捕の期間

令和3年6月1日から令和3年10月31日まで（6月に2日間、9月に2日間程度）

6 採捕の区域

東よか干潟（2.18ha）の区域

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

7 使用漁具及び漁法

- ・コドラート25cm角の底生生物のふるい採取
 - ・鋤簾による底生生物の採取
 - ・手網による底生生物の採取
- 別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

8 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
佐賀市栄町1-1 佐賀市環境部環境政策課	立部 かおり 福岡 正和 林 英里菜 瀬戸 真一郎 山田 良典 古川 尋美 中島 妙見 松尾 美鈴 林田 茂 香月 菜奈
佐賀自然史研究会	副島 和則
佐賀市本庄町1 佐賀大学	郡山 益実 (教員) 大塚 諄史 千北 拓 廣田 佳子 池末 有弥 緒方 大朗 出口 雄樹 近藤 友香理 井手 みずき 鐘ヶ江 優衣 染矢 竜太郎
福岡市東区松香台1-10-1 九州環境管理協会	城内 智行 中武 洋佑

東よか干潟底生生物調査概要書

令和3年4月19日

佐賀市環境政策課

1 調査目的

国際的に重要な湿地として平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図ります。

2 調査時期

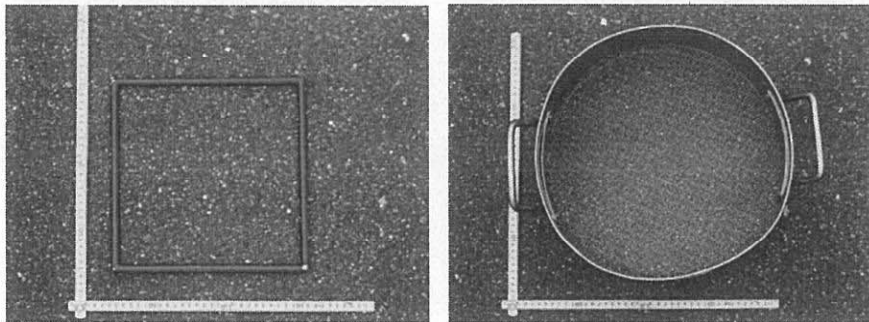
令和3年6月1日（火）から10月31日（日）までの期間で、春期2日、夏期2日の計4日間程度調査を行います。

※潮汐、天候、現場の状況、関係者との調整等により、調査日が前後する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、規模の縮小又は中止とする場合があります。

3 調査方法（使用漁具及び漁法）

(1) 定量採取

25cm角のコドラートを用いて、その下の底生生物を底泥とともにスコップで掘り返し、1mm目のフルイ上に残った底生生物を採取して、ホルマリンで固定後持ち帰ります。



25cm角コドラート

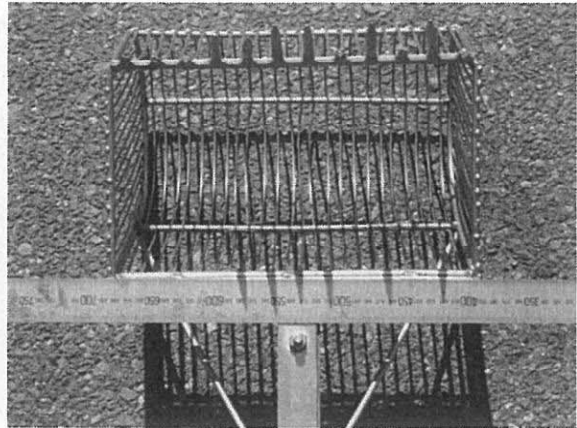
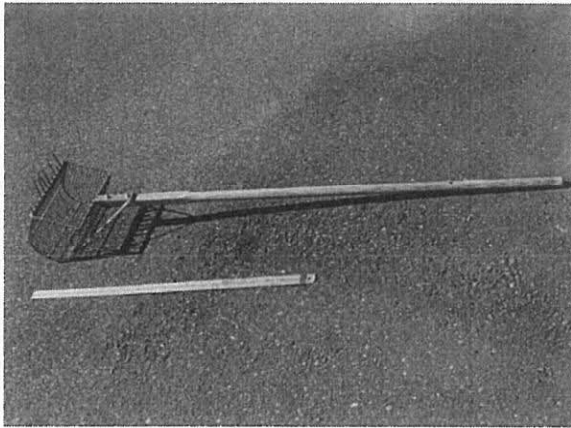
1mm目のフルイ



図-2 底生生物の採取方法

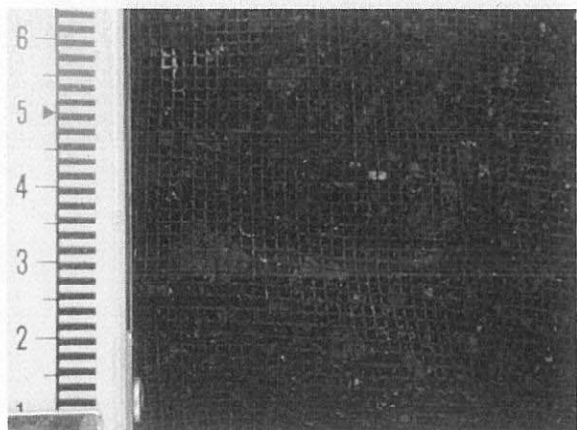
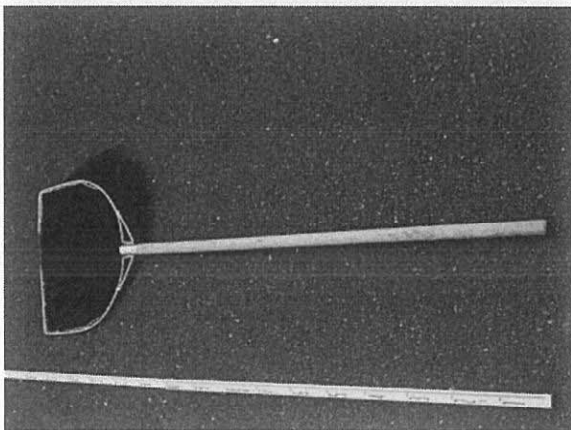
(2) 定性採取

鋤簾・手網等を使用し、任意採取を行います。採取した生物は、現地同定・測定し、放流を行います。採取した試料の一部については、ホルマリンで固定した後、保存サンプルとして持ち帰ります。



鋤簾

(網目1cm、口幅28cm、口高20cm、柄の長さ2m相当品を使用)



手網

(網目0.8cm、口幅50cm、口高30cm、柄の長さ1.2m相当品を使用)

4 調査場所（採捕の区域）

調査場所は、赤色の線で囲まれた東よか干潟（218ha）の区域とします。

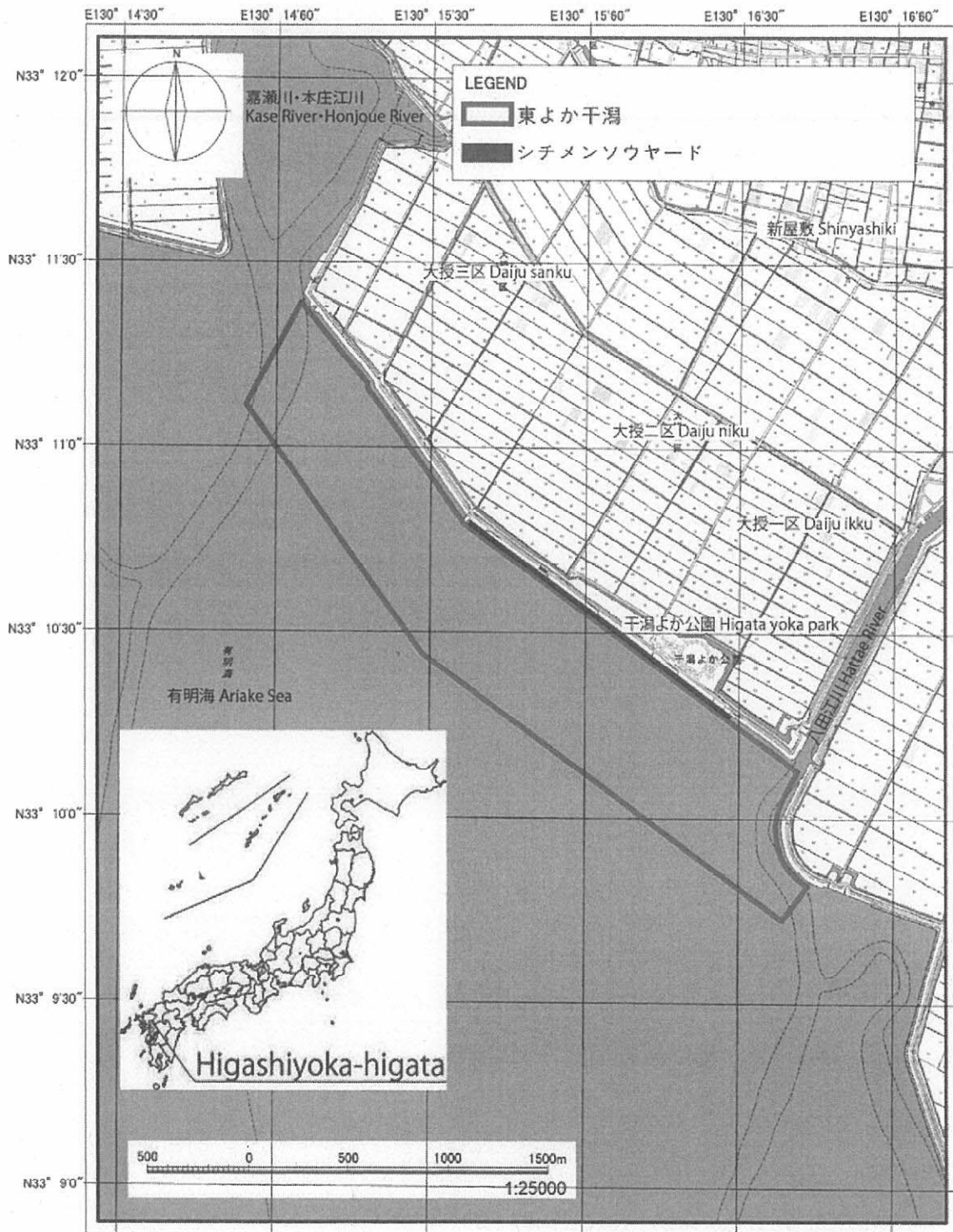


図-1 調査範囲

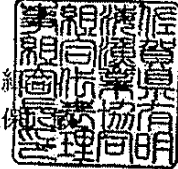
以上

令和3年 4月 8日

同意書

佐賀市長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



佐賀市が実施する底生生物調査に関する下記の特別採捕について同意します。

記

1 調査目的

ラムサール条約登録湿地である東よか干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の状況を調査・把握し、東よか干潟の環境の保全及び利活用の推進を図るため。

2 採捕区域

東よか干潟 (218ha) の範囲

3 調査期間

令和3年6月1日(火) から令和3年10月31日(日) まで

4 使用漁具及び漁法

スコップ、鋤簾等による底生生物の採取

5 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
佐賀市栄町1-1 佐賀市環境部環境政策課	立部かおり、福岡正和、瀬戸真一郎、山田良典、その他職員数名
佐賀市本庄町1 佐賀大学	副島和則
福岡市東区松香台1-10-1 九州環境管理協会	郡山益実、その他学生数名 城内智行、その他職員数名

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号、第48号、第50号、第51号の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 佐賀市若宮3丁目6番60号

氏名 佐賀市上下水道局

佐賀市上下水道事業管理者 田中 泰治

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第48号及び第50号については、令和3年5月31日までの指示期間となっているものの、令和3年5月17日開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議がされると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号、第48号、第50号、第51号

2 適用除外の目的・理由

「公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第7条第2項」に基づく水質・底質調査のため

3 適用除外の期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

4 調査を実施する者の住所及び氏名

佐賀市光1丁目1番2号 （一財）佐賀県環境科学検査協会 代表者名：木原 奉文
従事者名：緒方 雅光

5 調査に使用する船舶

（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名） 別紙1参照

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 底生生物 約1300g

7 調査方法

別紙2に示す測定点（No.1～No.7）において、6月及び11月の大潮、小潮時に採水・採泥を行い、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質、マクロベントス等を測定する。

8 調査区域

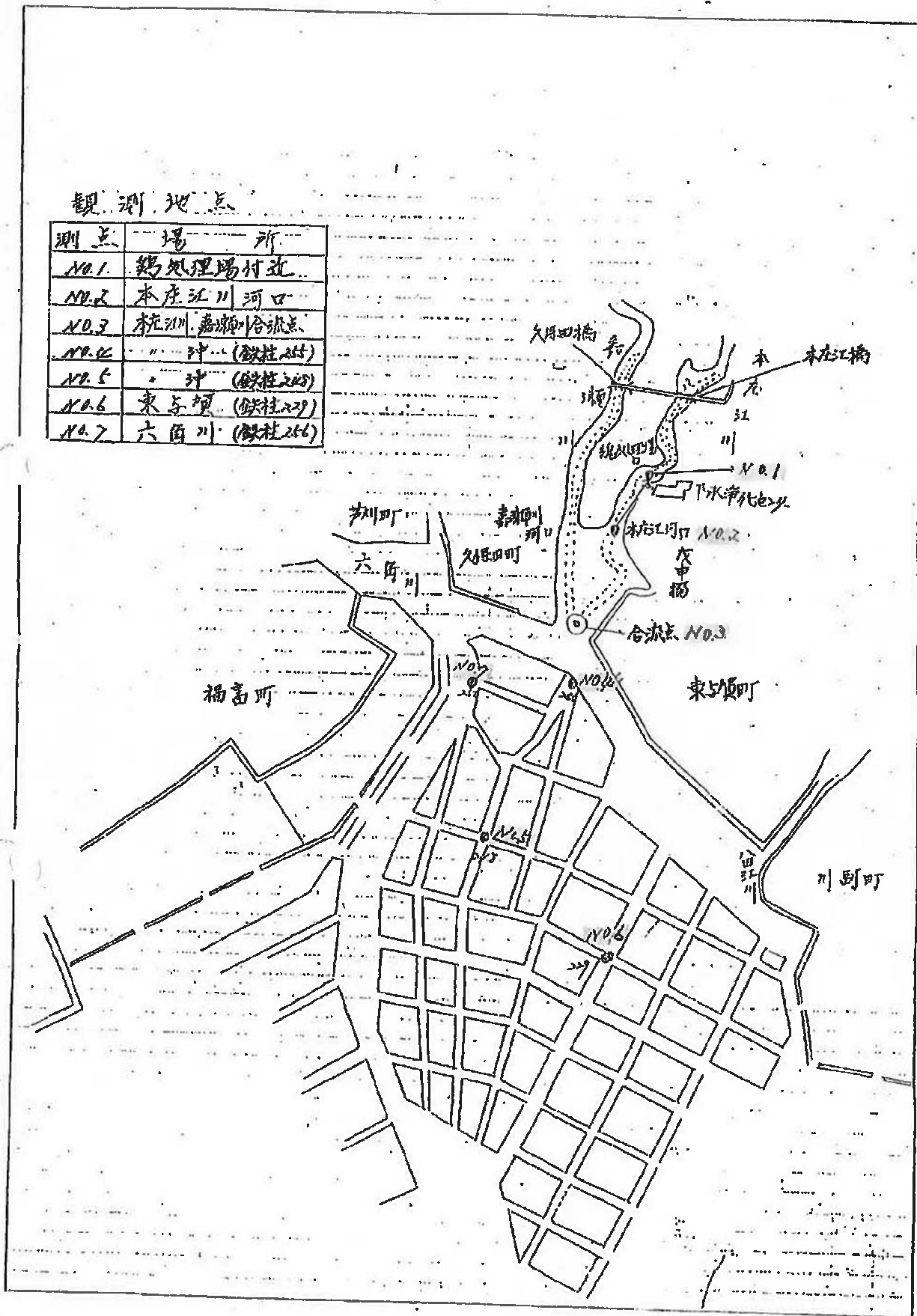
別紙2のとおり

使用船舶一覧表

(1).名称	(2).漁船登録番号	(3).総トン数 又は 船舶の長さ	(4).推進機関の種類 及び 馬力数	(5)船舶所有者
貞 嘉 丸	SA3-13403	4.97 トン 12.24 メートル	ジーゼル 25PS	俵 貞彦
悠 久 丸	SA3-33369	0.6 トン 6.18 メートル	電気点火 6BG 30 キロワット	今村 貞義
天 龍 丸	SA3-16178	3.6 トン 12.47 メートル	ジーゼル 70	井上 茂徳
松 徳 丸	SA3-33318	0.6 トン 6.18 メートル	電気点火 6C1 60 キロワット	右近 義勝
成 進 丸	SA3-12050	4.35 トン 12.48 メートル	ジーゼル 70	成富 一英
政 弘 丸	SA3-16565	1.0 トン 6.66 メートル	電気点火 6D7 60 キロワット	香月 弘之

観測地点

測点	場所
NO.1	鶴久理場付近
NO.2	本庄江川河口
NO.3	杭洲、嘉瀬川合流点
NO.4	沖 (鉄柱254)
NO.5	沖 (鉄柱255)
NO.6	東与賀 (鉄柱259)
NO.7	六角川 (鉄柱256)



協 定 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と佐賀市（以下「乙」という。）との間において、乙が佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場（以下「処理場」という。）からの排水に公害の防止、水産（特に海苔養殖）資源等を保護するため、
（関係法令の遵守等）
おき協定を締結する。

的)

第1条 この協定は、処理場からの排水に関し、処理場周辺の河川、海域における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害の発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第2条 乙は、処理場からの排水の水質基準については、甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及び本協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

（処理方法、規模等）

第3条 処理場施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

- (1) 処理方法 標準活性汚泥法，汚泥＝嫌気性消化
- (2) 規 模 処理人口 150,000人 最大能力1日211.824トン
- (3) 排 水 量 1日 106,500トン
- (4) 放 流 口 別紙図面のとおりに

2 乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため、良好な水質の保全に努めなければならない。

(廃棄物の処理)

第4条 乙は、処理場の操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所にある場合に投棄又は埋立してはならない。

(処理場からの排水量の変更)

第5条 乙は、処理場に関する排水量の変更を行う場合、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

(排水の水質)

第6条 乙は、放流口における排水の水質を別途甲乙協議の上定める基準値以下に保たなければならない。

(平常時における水質及び水量の測定、通知)

第7条 乙は、放流口における排水の水質及び水量並びに処理場周辺の河川、海域における水質等の調査、測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書にて、甲に通知しなければならない。

2 乙の行う調査、測定の時期、場所、内容等は、別途甲乙協議の上定める。

(異常時における水質等の調査、測定)

第8条 乙は、甲が海産物の品質、収穫量に異常を認められた場合で排水に起因すると判断されるときは、甲と協議の上、水質等の調査測定を行うとともに、甲に対し速やかにその結果を文書にて通知しなくてはならない。

(共同調査)

第9条 乙は、甲が処理場からの排水に起因して、問題があると思われた場合で、甲より調査、測定を共同して行う旨申出があり、また調査、測定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

2 共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によつて、調査、測定又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

(費用の負担)

第10条 第8条及び第9条の調査に要する費用は、調査の都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(放流の一時停止、施設の改善)

第11条 排水の水質が基準値を超え、その排水により処理場周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

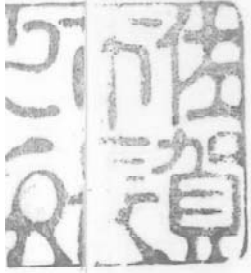
2 前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(立入調査)

第12条 甲又は、甲が指定する者が調査、測定のため施設内へ立入る旨申出があつた場合、乙はこれに同意し、調査に協力しなければならない。

(事故発生時の措置)

第13条 処理場の水処理に関する諸施設の故障、破損その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停めるなど臨機の処置を



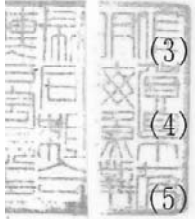
協 議 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と佐賀市との間において、昭和53年11月17日締結した佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第6条及び第7条第2項に基づき、第2期計画完了時までの排水の水質基準値、調査、測定の時期等を定める。

第1 排水の水質基準

(第6条関係)

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 水素イオン濃度 (PH) | 6.5 ~ 7.5 |
| (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 20 PPM以下 |
| (3) 浮遊物質量 (SS) | 40 PPM以下 |
| (4) 透視度 | 40 cm以上 |
| (5) 大腸菌群数 | 500 個/cm ³ 以下 |
| (6) ABS | 0.2 PPM以下 |



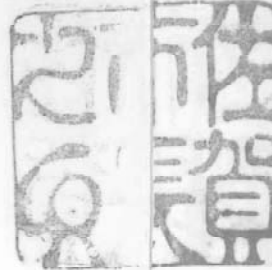
第2 水質等の調査、測定

(第7条第2項関係)

- (1)時 期 6月 (大潮、小潮) 13時間観測
 11月 (大潮、小潮) 13時間観測
 ただし、協議により観測時間を変更することができる。
- (2)場 所 本庄江沖 別紙図面
 ただし、協議により観測地点を増減することができる。
- (3)内 容 水質調査、PH・COD・SS・CL・ABS・TN・TP等
 底質調査、PH・COD・灼熱減量・全硫化物・TN・TP等

(4)調査機関 国または県等の専門調査機関等

(5)その他 放流口からの拡散調査、底棲生物相等



第3 水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

2 前項の委員会の構成並びに運営については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自保有する。

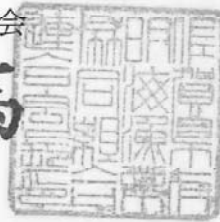
平成3年7月1日



甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会

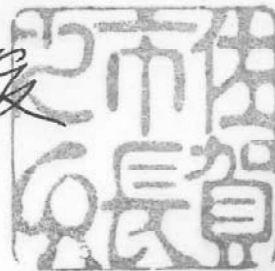
会長理事

山崎 龍馬



乙 佐賀市長

西村 正俊



(別紙)

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号、51号の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 〒840-0303

小城市牛津町牛津 152-4 上赤博文方

氏名 佐賀自然史研究会

会長 副島 和則

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 適用除外を申請する委員会指示
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号、51号
- 2 適用除外の目的・理由
東よか干潟での生き物（底生生物）観察・採集のため
- 3 適用除外の期間
令和3年5月22日
- 4 調査を実施する者の住所及び氏名
佐賀自然史研究会 会長ほか会員30人
- 5 調査に使用する船舶
なし
- 6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
底生生物（アリアケカワゴカイなど）最大500g
- 7 調査方法
スコップによる採泥して捕獲
- 8 調査区域
別紙のとおり

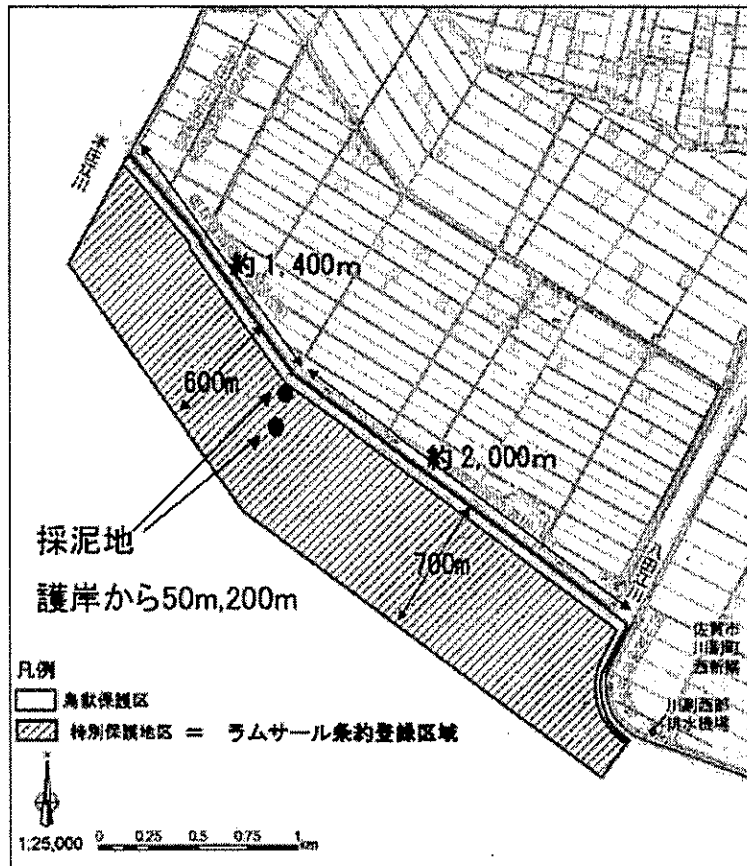


図 採泥する位置



佐有漁協総第 / 9号

令和3年5月10日

佐賀自然史研究会
会長 副島 和則 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長



同 意 書

貴会における令和3年5月22日（土）の東よか干潟での生き物（底生生物）観察・採集活動
につきましては、同意致します。

なお、活動に際し、操業中の漁業者の妨げにならないよう十分にご配慮下さいますよう宜しく
お願い致します。

令和3年4月23日

佐賀自然史研究会
会長 副島 和則 様

佐賀県有明海漁業協同組合
東与賀町支所運営委員長

西久保



同 意 書

貴会における令和3年5月22日（土）の東よか干潟での生き物（底生生物）観察・採集活動
につきましては、同意致します。

なお、活動に際し、操業中の漁業者の妨げにならないよう十分にご配慮下さいますよう宜しく
お願い致します。

令和3年4月28日

同意書

佐賀自然史研究会
会長 副島 和則 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀自然史研究会が下記内容で実施する東よか干潟での生き物（底生生物）観察・採集について同意します。

記

- 1 日時 令和3年5月22日（土）9：00～12：00
- 2 場所 東与賀海岸（東よか干潟 ラムサール条約登録湿地）・ひがさす
- 3 参加者 佐賀自然史研究会 会員 約30名
- 4 活動 干潟において、底生生物（ゴカイ・カニ等）の観察・採集
(1) ひがさす見学。
(2) 直径約20cmの塩ビ管で採泥を行う。
(3) 採泥した泥をざるに入れ、水の入ったトロ船で泥を落とす。
(4) ざる内に残った底生生物の観察・記録（用紙への記入）を行う。
観察・記録後の底生生物は原則として干潟へ戻すが、若干量を資料として持ち帰る場合がある。

【問い合わせ】

〒840-8501 佐賀市栄町1-1
佐賀市環境政策課（立部、瀬戸）
TEL:0952(40)7202

水産第 570 号
令和 3 年 5 月 14 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 3 年度機船船びき網（あみ 1 そう船びき網）漁業の許可方針（案）
について（諮問）

令和 3 年度における標記漁業の許可に当たり、別添のとおり許可方針を定める
ことについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、同条第 5 項及び第 15 条第
2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和3年度機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
あみ1そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
30隻
- 3 船舶の総トン数
1.5トン未満
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海
- 6 漁業時期
7月15日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和3年7月15日から令和3年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年5月24日から令和3年6月24日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、30件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和3年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が30件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除

く。

- 4 合計数が30件に到達した日以降から令和3年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年5月24日から令和3年6月24日における受付数が30件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和3年6月25日以降における合計数が30件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる海域以外で操業してはならない。
 - (1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
 - ア 国営有明干拓福富工区南東端
 - イ 住之江港導灯後灯
 - ウ 312号鋼管
 - エ 329号鋼管

オ 332号鋼管

カ 358号鋼管

キ 360号鋼管

ク 396号鋼管

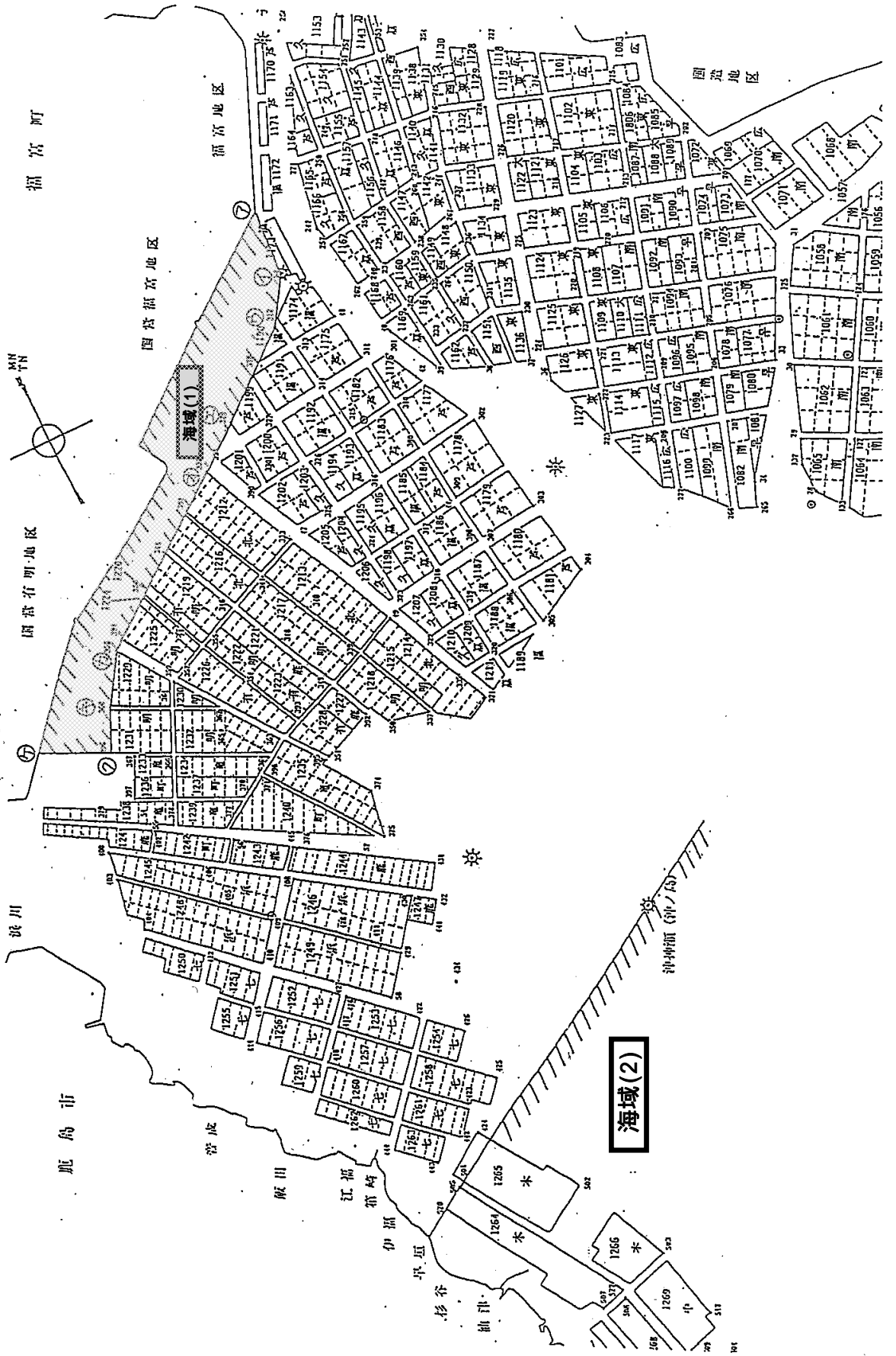
ケ 365号鋼管及び396号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明
干拓地区有明工区堤防との交点

(2) 520号鋼管、505号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以
南の佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)

2 上記1(2)の海域については、第1種区画漁業権(のり養殖業)及び第3
種区画漁業権(あげまき養殖業)漁場内で操業してはならない。

3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げな
ければならない。

あみ I そう船びき網漁業操業区域



日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、日本海・九州西海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

(事務局の所在地)

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員29人をもって組織する。

- 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

(会長及びその職務)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第111条第3項第3号の委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨

の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数

- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第14条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、日本海北部会、日本海西部会及び九州西部会を置く。

- 2 日本海北部会は、北海道から富山県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 日本海西部会は、石川県から島根県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 4 九州西部会は、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 5 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
 - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
 - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
- 6 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 7 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 8 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
- 9 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第15条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第16条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月15日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年5月21日より適用する。

(以上)

日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選任について

1. 委員の選任方法

・日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程第14条第4、5項の規定により、九州西部会の委員として松浦海区から1名を選出することとなっている。

2. 委員構成

部会	構成海区	委員数
関係海区互選委員		
日本海北	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県	6名
日本海西	石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県	6名
九州西	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	7名
農林水産大臣選任委員		
計		29名

3. 委員の選任結果

・令和3年4月20日に開催された第22期第1回松浦海区漁業調整委員会において、学識経験委員（資源管理）の後藤委員が選任された。

4. 選任に必要な手続き

・松浦海区及び佐賀県有明海区における選任時の議事録の写し並びに選任者の履歴書を水産庁資源管理部長あて5月末日までに提出する必要がある。